

音声利用 I P 通信網サービス契約約款(平成15年西企営第75号)

実施 平成15年10月29日

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第4条 外国における取扱いの制限	8
第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	8
第4条の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	8
第2章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	8
第5条 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	8
第3章 契約	8
第1節 削除	
第6条 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第2節 第2種サービスのプラン1に係る契約	9
第19条の2 契約の単位	9
第19条の3 接続契約者回線の収容	9
第19条の4 契約申込の方法	9
第19条の5 契約申込の承諾	9
第19条の6 契約者回線番号	10
第19条の7 請求による契約者回線番号の変更	10
第19条の8 回線収容部の変更	10
第19条の9 細目の変更	10
第19条の10 その他の契約内容の変更	10
第19条の11 利用の一時中断	10
第19条の12 第2種契約に係る利用権の譲渡	10
第19条の12の2 音声利用 I P 通信網サービスの転用	11
第19条の12の3 音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更	11
第19条の13 第2種契約者が行う第2種契約の解除	11
第19条の14 当社が行う第2種契約の解除	12

第19条の15	その他の提供条件	12
第2節の2	第2種サービスのプラン2に係る契約	12
第19条の16	契約の単位	12
第19条の17	契約者回線の終端	12
第19条の18	契約申込の方法	12
第19条の19	契約申込の承諾	12
第19条の20	契約者回線番号	13
第19条の21	契約者回線の移転	13
第19条の22	細目の変更	13
第19条の23	その他の契約内容の変更	13
第19条の24	第2種契約に係る利用権の譲渡	13
第19条の25	当社が行う第2種契約の解除	14
第19条の26	その他の提供条件	14
第3節	削除	
第4節	第4種サービスに関わる契約	14
第19条の27	契約の単位	14
第19条の28	契約申込をすることができる者の条件	14
第19条の29	第4種サービスの提供	14
第19条の30	契約申込の方法	14
第19条の31	契約申込の承諾	14
第19条の32	契約者回線の異経路	15
第19条の33	その他の契約内容の変更	15
第19条の34	利用の一時中断	15
第19条の35	第4種契約に係る利用権の譲渡の禁止	15
第19条の36	当社が行う第4種契約の解除	15
第19条の37	その他の提供条件	15
第4章	付加機能	15
第20条	付加機能の提供	15
第21条	付加機能の利用の一時中断	16
第4章の2	回線相互接続	16
第21条の2	回線相互接続	16
第5章	利用中止及び利用停止	16
第22条	利用中止	16
第23条	利用停止	17
第6章	通信	18
第24条	相互接続点との間の通信等	18
第25条	通信の切断	18
第26条	通信利用の制限等	18
第27条	通信時間等の制限	19
第28条	通信時間の測定等	19
第28条の2	削除	
第29条	国際通信の取扱い地域	19
第30条	契約者回線番号等通知	19
第7章	料金等	19
第1節	料金及び工事に関する費用	19
第31条	料金及び工事に関する費用	19
第2節	料金等の支払義務	20
第32条	基本料金の支払義務	20
第33条	通信料金の支払義務	21

第34条	手続きに関する料金の支払義務	21
第35条	工事費の支払義務	21
第3節	料金の計算等	22
第36条	料金の計算等	22
第4節	割増金及び延滞利息	22
第37条	割増金	22
第38条	延滞利息	22
第5節	債権の譲渡	22
第38条の2	債権の譲渡	22
第8章	保守	23
第38条の3	契約者の維持責任	23
第39条	契約者の切分責任	23
第40条	修理又は復旧の順位	23
第9章	損害賠償	24
第41条	責任の制限	24
第42条	免責	24
第10章	雑則	24
第43条	協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結	24
第44条	承諾の限界	25
第45条	利用に係る契約者の義務	25
第45条の2	契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	25
第46条	技術的事項及び技術資料の閲覧	25
第47条	利用上の制限	25
第48条	契約者の氏名の通知等	26
第49条	協定事業者からの通知	27
第50条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	27
第51条	協定事業者による音声利用IP通信網サービスに関する料金等の回収代行	27
第52条	電話帳の発行	27
第53条	番号案内	27
第54条	番号情報の提供	27
第55条	法令に規定する事項	28
第56条	閲覧	28
第11章	附帯サービス	28
第57条	附帯サービス	28
別記		
1	接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等	29
2	契約者の地位の承継	34
3	契約者の氏名等の変更の届出	35
4	相互接続通信の料金等の取扱い	35
4の2	契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	36
5	電話帳	37
5の2	自営端末設備の接続	37
5の3	自営端末設備に異常がある場合等の検査	38
5の4	自営電気通信設備の接続	38
5の5	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	38
6	当社の維持責任	39
7	料金明細内訳情報の提供	39

7の2	時報サービス	39
8	利用権に関する事項の証明	39
9	支払証明書の発行	39
10	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	39
10の2	端末設備の提供	39
10の3	情報料回収代行の承諾	40
10の4	情報料回収代行に係る回収の方法	40
10の5	情報料回収代行に係る免責	40
11	新聞社等の基準	40
12	他社相互接続通信に係る協定事業者	41
13	携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス	41
14	I P 電話事業者の電気通信番号	41
15	相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	42
16	協定事業者との利用契約の締結	44
17	技術資料の項目	44
料金表		
	通則	45
	第1表 料金	46
	第1類 基本料金	46
	第2類 通信料金	66
	第3類 手続きに関する料金	93
	第2表 工事に関する費用	95
	第3表 重複掲載料	106
	第4表 附帯サービスに関する料金等	106
	第1 証明手数料	106
	第2 支払証明書の発行手数料	106
	附則	107
	基本的な技術的事項	138

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより音声利用IP通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

ただし、別段の合意(事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。)がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」における音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各契約者に対して同一のものとしします。

(注) 本条のほか、当社は、音声利用IP通信網サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものに限りません。))を相互に用いて行うものとしします。)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送

	路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
7 音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
7 の 2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
8 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	(1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所
9 の 2 取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
10 第 2 種契約	当社から第 2 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 2 第 2 種契約者	当社と第 2 種契約を締結している者
10 の 3 第 4 種契約	当社から第 4 種サービスの提供を受けるための契約
10 の 4 第 4 種契約者	当社と第 4 種契約を締結している者
11 契約者	第 2 種契約者又は第 4 種契約者
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)
13 接続契約者回線	音声利用 I P 通信網と相互に接続する電気通信回線(別記1の②に定めるものとしします。)であって、専ら第2種サービス(メニュー3に係るものに限ります。)の利用のために設置されるもの
13 の 2 利用回線	(1) 別記1の④に定める電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの (2) 第4種サービスにおけるメニュー1-1に係る契約者回

	線であって、メニュー 1 - 2 に係る第 4 種契約に係るもの
13の3 契約者回線	第 2 種契約(プラン 2 のものに限ります。)又は第 4 種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13の4 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 契約者回線 (4) 当社が必要により設置する電気通信設備
14 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
14の2 収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 I P 通信網サービス取扱所
15 端末設備	接続契約者回線等の一端(相互接続点におけるものを除きます。)に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
16 サービス接続点	音声利用 I P 通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注)本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、電話サービス契約約款に規定する電話網、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用 I P 通信網とします
17 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18の2 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
19の2 リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信
20 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものを含まず。)
21 契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) 電話サービス契約約款第 3 条(用語の定義)の表の29欄の(1)に規定するもの (4) 総合デジタル通信サービス契約約款第 3 条(用語の定義)の表の26欄の(1)に規定するもの (5) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 3 条(用語の定義)の表の25欄の(1)に規定するもの
22 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規

定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱いの制限）

第4条 音声利用IP通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第1章の2 音声利用IP通信網サービスの種類

（音声利用IP通信網サービスの種類）

第4条の2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第2種サービス	第4種サービス以外のもの
第4種サービス （緊急通報用電話）	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2 第2種サービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	利用回線を使用して提供するもの
プラン2	当社が契約者回線の一部について、地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含みます。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定する契約（以下「IRU契約」といいます。）により設置して提供するもの

3 音声利用IP通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第2章 音声利用IP通信網サービスの提供区域

（音声利用IP通信網サービスの提供区域）

第5条 当社の音声利用IP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第1節 削除

- 第6条 削除
- 第7条 削除
- 第8条 削除
- 第9条 削除
- 第10条 削除
- 第11条 削除
- 第12条 削除
- 第13条 削除
- 第14条 削除
- 第15条 削除
- 第16条 削除
- 第17条 削除
- 第18条 削除

第19条 削除

第2節 第2種サービスのプラン1に係る契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(接続契約者回線の収容)

第19条の3 当社は、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注)当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第19条の4 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種サービスの細目
- (2) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の5 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者(その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第19条の6 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 第2種契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

5 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第19条の7 第2種契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

(回線収容部の変更)

第19条の8 第19条の6(契約者回線番号)第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第19条の5(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(細目の変更)

第19条の9 第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第19条の10 第2種契約者は、第19条の4(契約申込の方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の5(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第19条の11 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第2種サービスの利用の一時中断(その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の12 第2種契約に係る利用権(契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

(注) 本条第2項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用回線を使用している場合(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。)は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(2) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者(その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線

- の契約を締結している者が指定する者としします。)と同一の者とならないとき。
- (3) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点との間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務(第33条(通信料金の支払義務)の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。)を承継します。

(音声利用IP通信網サービスの転用)

第19条の12の2 第2種契約者は、音声利用IP通信網サービスの転用(第2種契約者が現に利用している音声利用IP通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに係る電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第19条の12の3に規定する音声利用IP通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。

2 当社は、前項の規定によりその音声利用IP通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第19条の5(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、音声利用IP通信網サービスの転用があったときは、第2種契約者から当社と締結している転用前の第2種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

(音声利用IP通信網サービスの事業者変更)

第19条の12の3 第2種契約者(その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限り、)は、音声利用IP通信網サービスの事業者変更(その第2種契約に係る利用回線のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの事業者変更と同時に、その第2種契約に係る利用回線の契約を締結している者が指定する者又はその第2種契約者(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合を除きます。))が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第2種サービス(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)から、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービス又は第2種サービス(当社が別に定める場合を除きます。)に移行することをいいます。以下同じとします。)を請求することができます。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第19条の5(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、音声利用IP通信網サービスの事業者変更があったときは、第2種契約者から当社と締結している事業者変更前の第2種契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

(第2種契約者が行う第2種契約の解除)

第19条の13 第2種契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第2種契約の解除)

第19条の14 当社は、第23条(利用停止)の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除(利用回線に係るIP通信網サービスの転用及び事業者変更に伴うものを除きます。)があったとき。
- (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) 第2種契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者(その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としてします。)が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第19条の15 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節の2 第2種サービスのプラン2に係る契約

(契約の単位)

第19条の16 当社は、1の契約者回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第19条の17 当社は、第2種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第2種契約者と協議します。

(契約申込の方法)

第19条の18 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端の場所
- (2) 第2種サービスの細目
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の19 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、当社が第2種サービスのプラン2を提供するために、IRU契約により設置する電気通信設備を使用することができない場合は、その申込みを承諾しないものとします。

（契約者回線番号）

第19条の20 第2種サービスの契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めま

す。

2 契約者回線の移転等により、その第2種サービスの契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

（契約者回線の移転）

第19条の21 第2種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の19（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（細目の変更）

第19条の22 第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の19（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第19条の23 第2種契約者は、第19条の18（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の19（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第2種契約に係る利用権の譲渡）

第19条の24 第2種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 相互接続点との間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者

が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金及び第38条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

（当社が行う第2種契約の解除）

第19条の25 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

4 当社は、前3項に規定するほか、地方公共団体とのIRU契約の廃止又は契約内容の変更等により第2種サービスを提供できなくなったときは、第2種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第19条の26 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第2種契約者が行う第2種契約の解除の取扱いについては、第2種サービスのプラン1の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 削除

第4節 第4種サービスに係る契約

（契約の単位）

第19条の27 当社は、契約者回線又は利用回線1回線ごとに1の第4種契約を締結します。この場合、第4種契約者は、1の第4種契約につき、1人に限ります。

（契約申込をすることができる者の条件）

第19条の28 第4種契約の申込みをすることができる者は、メニュー1-1及びメニュー2については警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）又は消防機関に限り、メニュー1-2については消防機関が指定する電気通信事業者に限ります。

（第4種サービスの提供）

第19条の29 当社は、第4種契約の申込みがあったときは、その申込者と協議し、その必要が認められる範囲で提供します。

（契約申込の方法）

第19条の30 第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第4種サービスの品目

(2) 契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号（電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号に限ります。）

(3) その他契約申込の内容を特定するための事項

（契約申込の承諾）

第19条の31 当社は、第4種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第4種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- (2) 第4種契約の申込みをした者が第4種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者回線の異経路）

第19条の32 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第4種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を収容音声利用IP通信網サービス取扱所以外の当社が指定する収容音声利用IP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

（その他の契約内容の変更）

第19条の33 第4種契約者は、第19条の30（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の31（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第19条の34 当社は、第4種契約者から請求があったときは、第4種サービスの利用の一時中断を行います。

- 2 当社は、メニュー1-2に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー1-2に係る利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

（第4種契約に係る利用権の譲渡の禁止）

第19条の35 第4種契約に係る利用権は、譲渡することができません。

（当社が行う第4種契約の解除）

第19条の36 当社は、第23条（利用停止）の規定により第4種サービスの利用を停止された第4種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第4種契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第4種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第4種サービスの利用停止をしないでその第4種契約を解除することがあります。

- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第4種契約を解除することがあります。

利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。

- 4 当社は、前3項の規定により、その第4種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第19条の37 契約者回線番号、請求による契約者回線番号の変更及び第4種契約者が行う契約の解除の取扱いについては、第2種サービスのプラン1の場合に、契約者回線の終端の取扱いについては、第2種サービスのプラン2の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に定めるほか、第4種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき又はその契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。)に關与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同一の者であるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、第4種契約(メニュー1-2に係るものに限り、)に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、第4種契約に係る付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第4章の2 回線相互接続

(回線相互接続)

第21条の2 契約者は、その契約者回線の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上、工地上又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。

(2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めるとき。

(3) 第26条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

(4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(1) 本条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するとき

当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

ただし、第2種サービスのプラン2にあつては、契約者回線を使用した周知を行う場合があります。

(2) 本条第1項第2号に該当するとき

当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用IP通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間又は第5号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間(警察機関から当社に対して、当該付加機能の利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6か月を超え、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。))、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。)

(3) 接続契約者回線を第2種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めるとき。

(4) 第45条(利用に係る契約者の義務)又は第47条(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めるとき。

(5) 契約者が当社と契約を締結している音声利用IP通信網サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その音声利用IP通信網サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があったとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。

(6) メニュー1-2に係る第4種サービスについて、利用回線となるメニュー1-1に係る第4種サービスに利用停止があったとき。

(7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します（本条第1項5号により、音声利用IP通信網サービスに係る付加機能の利用停止をするときは、利用停止をする日及び期間について通知しないことがあります。）。ただし、本条第1項第4号により、音声利用IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 通信

（相互接続点との間の通信等）

第24条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

（注）当社が別に定めた通信は、別記4に定めるところによります。

（通信の切断）

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

（通信利用の制限等）

第26条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国

際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

4 前3項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第28条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

第28条の2 削除

(国際通信の取扱い地域)

第29条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第31条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用 I P 通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。ただし、第23条（利用停止）第 1 項第 5 号で定める場合は、この限りではありません。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第 2 種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除き	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金

ます。)	
4 移転に伴って、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(第 2 種契約者の都合により、音声利用 I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料金の支払義務)

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信(その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類(通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 契約者は、接続契約者回線等と第 3 条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)又は(5)に規定するものとの間の通信について、音声利用 I P 通信網サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第 1 表第 2 類(通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、第 3 条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)又は(5)に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前 3 項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第 1 表第 1 類(基本料金)又は同表第 2 類(通信料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表第 2 類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとし、

(注)本条に規定する当社が別に定めるところは、別記 4 及び別記12から別記15に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 3 類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、

契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第35条の2 契約者は、契約者回線が異経路となる場合であって、第4種契約者が契約者回線を異経路とすることを請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注1）第38条の2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注2）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 債権の譲渡

（債権の譲渡）

第38条の2 第2種契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第38条の3 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、音声利用IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第43条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記16に定める協定事業者（事

業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第45条の2 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4の2に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する事業所において、音声利用IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用IP通信網サービスを利用するうえで参考となる別記17の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(利用上の制限)

第47条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

- 第48条 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。
- 3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を記載した電子メールを、その付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
- 4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が、第38条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条（利用停止）の規定に基づきその音声利用IP通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第38条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用IP通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 7 第2種契約者（その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものであって、その第2種契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）は、その利用回線に係るIP通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がその第2種契約者に対して第2種サービスを提供していることを事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 8 契約者は、第23条（利用停止）第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関へ通知する場合があることについて、同意し

ていただきます。

(協定事業者からの通知)

第49条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第50条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用IP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第52条 当社は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(番号案内)

第53条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下「番号案内」といいます。)を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条(電話番号案内)から第101条(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)の規定に準じて取り扱います。

(番号情報の提供)

第54条 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は番号案内に必要な情報(第52条(電話帳の発行)及び第53条(番号案内)の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第2種契約及び第4種契約に係る情報を除きます。))をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録します。

2 契約者は、当社が前項の規定により登録した番号情報を電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限り、)に提供することについて、同意していただきます。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、当社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社が提供します。

(法令に規定する事項)

第55条 音声利用IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第56条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第57条 音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の5に定めるところによります。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1) 削除

(2) 第2種サービス(メニュー3に係るものに限ります。)について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャンネル数の上限	終端の場所とすることができる区域	
名称	品目等			終端のうち回線収容部に収容されるもの	終端のうち左記以外のもの
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン1又はプラン2-1	1 Mb/s	左記の電気通信サービスに係る契約者回線の品目が同一である2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取り扱います。ただし、複数の論理回線(本欄に規定する2の契約者回線上に設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下この表において同じとします。)について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、1の論理回線を1の接続契約者回線とみなして取り扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで	当社が別に定める音声利用IP通信網サービス取扱所	当社が別に定める区域
	10Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで		
	100Mb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに235チャンネルまで		
	1 Gb/s		左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで		
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ1のプラン	10Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで		
			最低伝送速度の細目が2 Mb/sのもの		

2 - 2		の	線ごとに4チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が3 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに6チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が4 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに9チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が5 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに11チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が6 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに13チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が7 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに16チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が8 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに18チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が9 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに20チャンネルまで
	20Mb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで
	40Mb/s	最低伝送速度の細目が20Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで

	の	線ごとに46チャンネルまで
60Mb/s	最低伝送速度の細目が30Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに70チャンネルまで
80Mb/s	最低伝送速度の細目が40Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに93チャンネルまで
100Mb/s	最低伝送速度の細目が1 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに2チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が2 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに4チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が3 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに6チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が5 Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに11チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が10Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が20Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに46チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が30Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回

		の	線ごとに70チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が40Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに93チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が50Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに117チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が60Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに140チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が70Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに164チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が80Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに187チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が90Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに211チャンネルまで
	1 Gb/s	最低伝送速度の細目が10Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに23チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が20Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに46チャンネルまで
		最低伝送速度の細目が30Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回

	の	線ごとに70チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が50Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに117チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が100Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに235チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が200Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに470チャンネルまで
	最低伝送速度の細目が300Mb/s、400Mb/s又は500Mb/sのもの	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに600チャンネルまで
備考		
<p>1 上記の2の契約者回線（複数の論理回線について、1の論理回線ごとに1の回線収容部へ収容する場合は、論理回線が設定されたそれぞれの契約者回線とします。）は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</p> <p>2 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限ります。</p>		

(3) 削除

(4) 第2種サービス(プラン1のタイプ2に係るものに限ります。)について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービスの名称及び品目等	取扱いの単位	チャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
1 IP通信網サービス 契約約款に規定するIP通信網サービス(メニユー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3)	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャンネルまで	当社が別に定める区域

に係るものに限ります。)			
2 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス(メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s又は1 Gb/sに係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャンネルまで	当社が別に定める区域
3 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス(メニュー5 - 1の1 Gb/sのプラン2に係るものに限ります。)	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャンネルまで	当社が別に定める区域
備考 メニュー2及びメニュー3に係る第2種サービスについては、I P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 2及びメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ-3 - 2に係るものを利用回線とすることができません。			

(5) 第2種サービスのプラン2の提供区域は、次表のとおりとします。

区 分	提 供 区 域
Bグループ区域	当社が別に定める提供区域
Cグループ区域	当社が別に定める提供区域

(6) 第4種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。

(7) 当社の音声利用I P通信網サービスの提供区間は、次の区間とします。

ア 回線収容部と回線収容部(当社が必要により設置する電気通信設備を含みます。

以下において同じとします。) 利用回線、契約者回線、サービス接続点又は相互接続点との間

イ 利用回線と利用回線、契約者回線、サービス接続点又は相互接続点との間

ウ 契約者回線と契約者回線、サービス接続点又は相互接続点との間

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(接続契約者回線等(契約者回線を除きます。)に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等(契約者回線及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される利用回線及び第4種サービスのメニュー1 - 2に係る利用回線を除きます。)の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者

の地位の承継の届出があったものとみなします。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 契約者の氏名等の変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届出がないときは、第19条の13(当社が行う第2種契約の解除)、第19条の25(当社が行う第2種契約の解除)、第19条の36(当社が行う第4種契約の解除)及び第23条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。

(2) 別記15(相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)に規定する接続形態により行われる相互接続通信((4)から(7)に規定するものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類(基本料金)、同表第2類(通信料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限り)を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互

接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

(5) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

4の2 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社が第2種契約及び第4種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4の3 第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号

第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号は、次のとおりとします。

区 別	契約者回線番号及び追加番号
警察機関に提供される第4種サービス	110及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
海上保安機関に提供される第4種サービス	118及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
消防機関に提供される第4種サービス	119及び電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号

5 電話帳

- (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) 第2種契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

5の2 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

5の4 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

7 料金明細内訳情報の提供

(1) 当社は、あらかじめ第2種契約者（プラン1に係るものに限り。）及び第4種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

(2) 当社は、プラン2に係る第2種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を記載した料金明細内訳書を送付します。この場合において、第2種契約者は、

その料金明細内訳書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金明細内訳書の送付手数料として、1契約者回線について送付1回ごとに500円（税込価格 540円）の支払いを要します。

7の2 時報サービス

(1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

(2) 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

8 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者回線番号

ウ 契約者の住所又は居所及び氏名

エ 接続契約者回線等の終端のある場所

オ その音声利用IP通信網サービスの種類、品目及び細目

カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第4表第1（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9 支払証明書の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその音声利用IP通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属音声利用IP通信網サービス取扱所において、その音声利用IP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

10の2 端末設備の提供

(1) 当社は、契約者（当社が別に定めるものについては、その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者として、以下この別記10の2において同じとします。）から請求があったときは、**当社が別に定めるところに**

より、端末設備を提供します。

- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

10の3 情報料回収代行の承諾

第2種契約者は、有料情報サービス（音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

10の4 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記10の3（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第2種契約者に請求します。この場合、その利用に係る第2種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

10の5 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する電気通信事業者
4 PHS事業者	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
5 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別記14（IP電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

13 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
当社が別に定める電気通信サービス

14 IP電話事業者の電気通信番号

区 分	使用される電気通信番号
グループA	当社が別に定める番号
グループB	当社が別に定める番号
グループC	当社が別に定める番号

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
<p>1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等</p> <p>着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限りませう。)</p>	当社	同左	その通信(その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。)の発信に係る接続契約者回線等の契約者(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)	この約款の定めるところによります。	
<p>2 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備：接続契約者回線等</p>	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
	(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。
	(3) 東日本電信電話株式会社に係る電気通信設備(電話	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款

		サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。)から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を經由して通信を行った場合	ニケーションズ株式会社		等に規定する者	等に別段の定めがある取扱いを除き、東日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
		(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合(②又は③の場合を除く。)	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(5) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。)	この約款の定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者(利用回線が光コラボレーションモデルに関	この約款の定めるところによります。

	着信側の電気通信設備：接続契約者回線等				する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としします。)	
4	発信側の電気通信設備：PHS事業者に係る電気通信設備	(1) (2)以外の場合	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款等に規定する者	そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者としします。)	この約款の定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備：接続契約者回線等					

16 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

17 技術資料の項目

<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点 2 基本的な通信形態とインタフェース等
--

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金(料金表第1表第1類第2の2 - 4(請求書等の発行に関する料金の額)を除きます。)のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日音声利用IP通信網サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始)があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等)があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日チャンネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 第2種契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)は、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所における通信料金(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)の支払いについては、電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定するテレホンカード(未使用のものに限ります。)を利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードによる通話料金の支払いの場合に準ずるものとします。
(注)当社が別に定める通信は、料金表第1表第1類第2(第2種サービスに係るもの)2 - 2(付加機能使用料)着信課金機能に規定するフリーアクセス通信とします。
(料金の一括後払い)
- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を

当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 第32条(基本料金の支払義務)の規定から第35条の2(線路設置費の支払義務)の規定、第53条(番号案内)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(注1) 12において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容				
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等	ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。 (ア) 通信の態様による区別				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>付加機能を利用することなく高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの
	区 別	内 容			
タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの				
備考 1 発信者(タイプ2の契約者に限ります。)は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別(音声その他の音響、映像又は符号の区別をいいます。以下同じとします。)1のチャンネルにおける同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)を指定するものとします。 2 タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者					

の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。

3 この備考の1又は2の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。

4 プラン2に係る第2種契約者は、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー7(タイプ2のものにあってはメニュー7-2のものとしします。)に係る契約者回線との間で行う通信及び当社が別に定める区域内におけるIPv6通信(第2種サービスのプラン2に係る他の契約者回線との間において、IPv6アドレスを用いて、IPv6によりIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網のみを介して行う通信(当社が別に定めるものに限ります。))を行うことができます。

(注1) 備考の4に規定する当社が別に定める区域は、その契約者回線が設置されている区域とします。

(注2) 備考の4に規定する当社が別に定めるものは、IP通信網サービス契約約款に規定するIPv6による契約者回線間通信に準ずるものとしします。

(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別

区 別		内 容
メニュー -1	メニュー 1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
	メニュー 1-2	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おことわり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの
メニュー-2		同時に8チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー3以外のもの
メニュー-3		基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び迷惑電話おことわり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの
備考		
1 メニュー3については、タイプ2のものに限り提供します。		
2 削除		
3 タイプ2に係るプラン2のものについては、メニュ		

- 1 に限り提供します。
- 4 基本機能として、メニュー 1 又はメニュー 3 にあつては 1 チャネル、メニュー 2 にあつては 3 チャネルによる通信が可能です。
- 5 メニュー 1 - 2 又はメニュー 3 については、その第 2 種契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。
- 6 メニュー 1 - 2 又はメニュー 3 が有する各機能の提供条件（料金に関するものを除きます。）については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。
- 7 メニュー 1 - 2 に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1 の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー 3 に係る着信転送機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。
- 8 メニュー 1 - 2 に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、1 の登録応答装置について、メニュー 3 に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用することができます。
- 9 メニュー 1 - 2 に係る第 2 種契約者は、通信中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。
- 10 削除
- 11 メニュー 1 - 2 に係る第 2 種契約において、ファクシミリ情報蓄積機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用することができません。
- 12 メニュー 1 - 2 の適用を受ける第 2 種契約者は、第 2 類（通信料金）に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。
- 13 メニュー 3 の適用を受ける第 2 種契約者は、第 2 類（通信料金）に定めるところにより、定額通信料の支払いを要します。

イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の変更を行うことができません。

(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用

ア 2 - 3 に規定するユニバーサルサービス料及び 2 - 5 に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に第 2 種サービス又は付加機能の提供を受けている第 2 種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号 1 番号ごとに適用します。

区 分	電気通信番号
第 2 種サービス	契約者回線番号
番号情報送出機能（追加番号）	追加番号
着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	着信課金番号

	<p>イ 電話リレーサービス料は、令和3年7月1日から令和4年1月31日までの間において適用します。</p>						
<p>(3) 請求書等の発行に関する料金の適用</p>	<p>ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。</p> <p>イ 発行手数料及び収納手数料は、第2種サービス（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り、以下この表において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（第2種サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 689 1278 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 689 794 741">区 分</th> <th data-bbox="794 689 1278 741">発行手数料等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 741 794 824">(ア) 発行手数料</td> <td data-bbox="794 741 1278 824">請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 824 794 947">(イ) 収納手数料</td> <td data-bbox="794 824 1278 947">請求書によって音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 次の場合については、2 - 4（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。</p> <p>(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合</p> <p>(イ) 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合</p> <p>(ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合</p>	区 分	発行手数料等の適用	(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。	(イ) 収納手数料	請求書によって音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
区 分	発行手数料等の適用						
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。						
(イ) 収納手数料	請求書によって音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。						

2 料金額

2 - 1 基本額

月額

区 分			単 位	料 金 額	
プラン 1 に係るもの	メニュー 1 に係るもの	メニュー 1 - 1 に係るもの	1 利用回線ごとに	500円 (税込価格 550円)	
		メニュー 1 - 2 に係るもの	1 利用回線ごとに	1,020円 (税込価格 1,122円) (メニュー 1 - 1 に係る料金額に相当する額を含みます。)	
	メニュー 2 に係るもの		1 利用回線ごとに	1,300円 (税込価格 1,430円)	
	メニュー 3 に係るもの		1 回線収容部又は 1 利用回線ごとに	700円 (税込価格 770円) (メニュー 1 - 1 に係る料金額に相当する額を含みます。)	
プラン 2 に係るもの	タイプ 2 に 係るもの	メニュー 1 - 1 に係るもの	B グループ区域	1 契約者回線ごとに	1,560円 (税込価格 1,716円)
			C グループ区域	1 契約者回線ごとに	1,600円 (税込価格 1,760円)
	メニュー 1 - 2 に係るもの	B グループ区域	1 契約者回線ごとに	2,080円 (税込価格 2,288円)	
		C グループ区域	1 契約者回線ごとに	2,120円 (税込価格 2,332円)	

2 - 2 付加機能使用料

	区 分	単 位	料金額(月額)
番号情報送 出機能 (追加番号)	その接続契約者回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第2種契約者からの請求により当社がその回線収容部又は利用回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	1追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
	備考 1 第2種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 1の回線収容部又は1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあつては4以内、メニュー2のものにあつては31以内、メニュー3のものにあつては6999以内とします。 3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。		
通信中着信機能 (キャッチホン)	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限ります。)に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に应答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1利用回線ごとに	300円 (税込価格 330円)
	備考 この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。		
着信転送機能 (ボイスワープ)	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	500円 (税込価格 550円)
	備考 1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であつて当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間に		

		<p>ついては、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>			
発信電話番号受信機能 (ナンバー・ディスプレイ)	基本機能	この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	ア メニュー -1に係るもの	1利用回線ごとに	400円 (税込価格 440円)
			イ メニュー -2に係るもの	1利用回線ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)
	追加機能 (ナンバー・リクエスト) 発信電話番号通知要請機能	この機能を利用する利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者とその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	ア メニュー -1に係るもの	1利用回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
			イ メニュー -2に係るもの	1利用回線ごとに	600円 (税込価格 660円)
備考	当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。				
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置(その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるものに限ります。)を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能	1登録応答装置ごとに		200円 (税込価格 220円)	
	備考	<p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1</p>			

	<p>の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>イ 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>2 1に規定するイの区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。</p> <p>3 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可能番号数」といいます。)は、30以内とします。</p> <p>5 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>6 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>8 当社は、この機能を利用している第2種契約について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
同時通信機能 (複数チャンネル)	1の回線収容部又は1の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	下記以外のもの	追加する1のチャンネルごとに	400円 (税込価格 440円)
		タイプ2であってメニュー1に係るもの	追加する1のチャンネルごとに	200円 (税込価格 220円)
		メニュー3に係るもの	追加する1のチャンネルごとに	600円 (税込価格 660円)
備考	<p>1 同時通信機能の提供を受けている第2種契約者は、その回線収容部又は利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。</p> <p>2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>			

着信情報送信機能（着信お知らせメール）	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限り。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 （税込価格 110円）
	備考	<p>1 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>3 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>4 当社は、第41条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	
ファクシミリ通信蓄積機能（FAXお知らせメール）	その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを第2種契約者（メニュー3に係る契約者を除きます。）が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 （税込価格 110円）
	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4版以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているファクシミリ通信を消去することがあります。</p>	

着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	基本機能	その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「フリーアクセス通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第2種契約者とし、その契約者回線番号に係る第2種契約者（話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者とします。）に課金する機能	基本額（1着信課金番号ごとに）	1,000円 （税込価格 1,100円）
			複数回線共通番号機能（1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、2以上の接続契約者回線等における契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能）を利用する場合の加算額（1着信課金番号ごとに）	1,000円 （税込価格 1,100円）
追加機能	発信地域振分機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに）	350円 （税込価格 385円）
	話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号（以下この表において「迂回元回線番号」といいます。）がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに）	800円 （税込価格 880円）

振分 接続 機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第2種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号若しくは追加番号(着信課金機能を利用しているもの)に限ります。)又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、第2種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに)	700円 (税込価格 770円)
受付 先 変更 機能	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに)	1,000円 (税込価格 1,100円)
時間 外 案内 機能	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに)	650円 (税込価格 715円)
備考	<p>1 当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。</p> <p>ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第2種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。)移動体通信、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第2種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第2種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番</p>		

号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。

- 6 複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している場合に限り提供します。
 - 7 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、第2種契約者（第2種契約者が2人以上ある場合は、その第2種契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。）があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者とします。
 - 8 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、発信地域振分機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りです。
 - 9 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。）の範囲内とします。
 - 10 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。
 - 11 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りです。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る第2種契約者からの同意がある場合に限り提供します。
 - 12 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限りです。
 - 13 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
 - 14 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。
- （注1）9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。
- （注2）13に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。

着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その接続契約者回線等(タイプ2に係るものに限ります。)へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。)により行うことができるようにする機能	ブロック型(1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの)	1地域につき 1着信短縮ダイヤル番号ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
		西日本全域型(1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの)	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)
備考	<p>1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第2種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。</p> <p>3 第2種契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域(ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。)を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)を指定していただきます。</p> <p>4 当社は、その請求の承諾後、第2種契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>5 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注)4に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。</p>			
特定番号通知機能	この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているもの又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能		1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)

着信一括転送機能	基本機能	1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、第2種契約者(メニュー3に係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)がそれぞれあらかじめ指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	1回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
	追加機能	故障情報通知機能 音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、第2種契約者の指定する1の契約者回線番号又は追加番号(以下「監視対象番号」といいます。)に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼動していない状態にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼動していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能	1回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)
	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>6 故障情報通知機能を利用する場合において、第2種契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>7 第2種契約者はこの備考の6の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出させていただきます。</p> <p>8 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャンネルを使用します。</p> <p>9 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。</p> <p>(1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。</p> <p>(2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に</p>		

		<p>係る通信以外の通信が行われているとき。</p> <p>(3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。</p> <p>10 第2種契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の利用回線につき当社が別に定める数以内とします。</p> <p>11 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。</p> <p>12 第2種契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>13 当社は、第41条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
事業所番号ルーチング機能（グループダイヤリング）	基本機能	<p>事業所番号（同一の回線収容部グループ（第2種契約者（メニュー3に係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が指定する1以上の回線収容部又は利用回線（その回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者がその指定を行う者との同一のものに限り、以下同じとします。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）に属する回線収容部又は利用回線を識別するための番号をいいます。）を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号（この機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与された契約者回線番号又は追加番号であって第2種契約者が指定したものをいいます。）に着信させ、発信者が付加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能</p>	<p>基本額（1回線収容部又は1利用回線ごとに）</p> <p>3,500円 （税込価格 3,850円）</p>	
			<p>加算額（1回線収容部又は1利用回線につき1を超える1事業所番号ごとに）</p> <p>2,000円 （税込価格 2,200円）</p>	
	追加機能	<p>同一の回線収容部グループに属するすべての第2種サービスについて、その第2種契約者が、相互接続点（当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）との間において、事業所番号等（事業所番号及び当社が別に定める協定事業者が指定する番号（その第2種契約者との同一の者がその協定事業者と契約を締結する電気通信サービスに係るものに限り、以下同じとします。）をいいます。）を用いた通信を行うことを可能とする機能</p>	<p>1回線収容部グループごとに</p>	
備考		<p>1 基本機能を利用した通信は、事業所番号ルーチング機能を利用している回線収容部又は利用回線であって同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。</p>		

	2 第2種契約者が1回線収容部又は1利用回線において利用することができる事業所番号の数は、10以内とします。		
ユーザ間情報通知機能	接続契約者回線等から接続契約者回線等への通信(当社が別に定める通信に限ります。)を行う際に、制御信号を利用して行われる機能		
	備考	<p>1 当社は、第2種契約者が警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)又は消防機関の場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。</p> <p>3 ユーザ間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、情報が通信の相手先に到達しなかった場合は、その情報については、情報量の測定から除きます。</p> <p>4 着信者がユーザ間情報通知を拒む場合は、そのユーザ間情報通知を行うことができません。</p>	

2 - 3 ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3 円(税込価格 3.3円)

2 - 4 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	100円 (税込価格 110円)
収納手数料	1 の請求書による音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格 55円)

2 - 5 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1 電気通信番号ごとに	1 円(税込価格 1.1円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第 1 表第 1 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 1 (適用) (2) (ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用) イに定める期間において適用します。		

第 3 削除

第4 第4種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容										
(1) 第4種サービスの品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="555 495 1278 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 495 663 542">区 別</th> <th data-bbox="663 495 1278 542">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 542 663 730">メニュー1</td> <td data-bbox="663 542 1278 730"> <table border="1" data-bbox="663 542 1278 913"> <tr> <td data-bbox="663 542 794 730">メニュー1-1</td> <td data-bbox="794 542 1278 730">犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 730 794 913">メニュー1-2</td> <td data-bbox="794 730 1278 913">利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 913 663 1137">メニュー2</td> <td data-bbox="663 913 1278 1137">犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して主に通話の発信のために提供する契約者回線型サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、第4種サービス（メニュー1-2のものを除きます。）に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 2 第4種契約者は、メニュー1-1、メニュー1-2とメニュー2の相互間の品目の変更を行うことはできません。 	区 別	内 容	メニュー1	<table border="1" data-bbox="663 542 1278 913"> <tr> <td data-bbox="663 542 794 730">メニュー1-1</td> <td data-bbox="794 542 1278 730">犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 730 794 913">メニュー1-2</td> <td data-bbox="794 730 1278 913">利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス</td> </tr> </table>	メニュー1-1	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス	メニュー1-2	利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス	メニュー2	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して主に通話の発信のために提供する契約者回線型サービス
区 別	内 容										
メニュー1	<table border="1" data-bbox="663 542 1278 913"> <tr> <td data-bbox="663 542 794 730">メニュー1-1</td> <td data-bbox="794 542 1278 730">犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="663 730 794 913">メニュー1-2</td> <td data-bbox="794 730 1278 913">利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス</td> </tr> </table>	メニュー1-1	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス	メニュー1-2	利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス						
メニュー1-1	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する契約者回線型サービス										
メニュー1-2	利用回線（メニュー1-1に係る契約者回線に限ります。）を使用して付加機能（番号情報送出機能及び同時通信機能に限ります。）を提供する利用回線型サービス										
メニュー2	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して主に通話の発信のために提供する契約者回線型サービス										
(2) 第4種サービスの基本額の適用	<p>第4種サービスの基本額は、その契約者回線が異経路となる場合に限り適用します。ただし、契約者回線がその收容音声利用IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合は、当社が別に定める基準に該当するときに限り適用します。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める基準に該当するときとは、契約者回線が設置される警察機関又は消防機関が、その契約者回線を收容する取扱所交換設備のある電話加入区域を直接管轄する警察機関又は消防機関以外であるときをいいます。</p>										
(3) 契約者回線が異経路となる場合の基本額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の基本額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその收容音声利用IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が存在する電話加入区域（その電話加入区域に收容区域が定めら</p>										

	<p>れているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する音声利用 I P 通信網サービス区域(その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p>
(4) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2 - 3 に規定するユニバーサルサービス料及び 2 - 4 に規定する電話リレーサービス料は、番号情報送付機能の提供を受けている第 4 種契約(メニュー 1 - 2 に係るものに限ります。)について、追加番号 1 番号ごとに適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間において適用します。</p>

2 料金額

2 - 1 基本額

2 - 1 - 1 契約者回線がその収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合

1 契約者回線につき異経路 100m ごとに月額

料金種別	料 金 額
異経路の線路	55円(税込価格 60.5円)

2 - 1 - 2 2 - 1 - 1 以外の場合

1 契約者回線ごとに月額

料金種別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

2 - 2 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額(月額)
発信電話番号送付受信機能	この機能を利用する契約者回線又は利用回線へ通知される発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能	1 契約者回線ごとに 4,270円 (税込価格 4,697円)
備考	<p>1 当社は、メニュー 1 - 1 のもの限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、第 4 種契約者からの請求が無い場合でも、第 4 種契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>3 第 4 種契約者は、この機能を利用する契約者回線を一時中断する場合に限り、この付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p>	

	4 当社は、この機能を利用する契約者回線に係る第4種契約を解除する場合に限り、この付加機能を廃止します。			
番号情報送 出機能 (追加番号)	その契約者回線又は利用回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第4種契約者からの請求により当社がその契約者回線又は利用回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その契約者回線又は利用回線に接続される端末設備に送出する機能	メニュー1に係るもの	1追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
		メニュー2に係るもの	1追加番号ごとに	
備考	<p>1 第4種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>2 1の契約者回線又は利用回線に付与することができる追加番号の数は、298以内とします。ただし、メニュー1に係る契約者回線については、メニュー1-1に係るものとメニュー1-2に係るものを合わせた数とします。</p> <p>3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p>			
同時通信機能 (複数チャネル)	1の契約者回線又は1の利用回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能	メニュー1に係るもの	追加する1のチャネルごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		メニュー2に係るもの	追加する1のチャネルごとに	
備考	1の契約者回線又は利用回線に付与することができる複数チャネルの数は、97以内とします。ただし、メニュー1に係る1の契約者回線については、メニュー1-1に係るものとメニュー1-2に係るものを合わせた数とします。			

2 - 3 ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	2円(税込価格 2.2円)

2 - 4 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1電気通信番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)
備考	電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類(基本料金)第4(第4種サービスに係るもの)1(適用)(4)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。	

- 第2類 通信料金
 第1 削除
 第2 第2種サービスに係るもの
 1 適用

区 分	内 容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種 類	内 容
	1 一般通信	2、3、3の2、4又は5以外のもの
	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	3 PHS通信	PHS設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	4 無線呼出し通信	無線呼出し設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	5 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
6 公衆通信	接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	
(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。	
	区 分	適用する通信
1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線収容部に収容	

	<p>されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</p> <table border="1" data-bbox="550 761 1276 817"> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1 以外のもの</td> </tr> </table>	2 県間通信	1 以外のもの				
2 県間通信	1 以外のもの						
<p>(3) 区域内通信及び区域外通信の適用</p>	<p>当社は、PHS通信の通信料金を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="550 918 1276 1456"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通信</td> <td>PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。))利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>区域内通信以外の通信</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	区域内通信	PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。))利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信	区域外通信	区域内通信以外の通信
区 分	適用する通信						
区域内通信	PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。))利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信						
区域外通信	区域内通信以外の通信						
<p>(4) 通信時間の測定等</p>	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、タイプ2に係る通信(一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。以下この欄において同じとし</p>						

	<p>ます。)について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>(ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>エ タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2 - 1 - 2 (タイプ2に係るもの) (1)に規定する料金種別の通信料金を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。</p>
<p>(5) 通信地域間距離の測定</p>	<p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端(回線収容部に收容されるもの以外のもの)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については電話サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。</p>
<p>(6) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</p>	<p>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信(1)の4に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p>
<p>(7) 当社の機器の</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった</p>

<p>故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金の取扱い</p>	<p>場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(8) 国内通信に係る通信料金の適用</p>	<p>ア メニュー3に係る一般通信の通信料金については、2（料金額）の2-1-2(1)に規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ（着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。）を選択していただきます。この場合、第2種契約者からプランの変更の申出があつたときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2（料金額）の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2（料金額）の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。</p>
<p>(9) 選択制による通信料金の月極割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者から申出があつたときは、その第2種契約に係る通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。</p> <p>ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、接続契約者回線に係る終端の場所若しくは利用回線の契約者回</p>

線番号の変更に係る届出又は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。

ウ 契約者が、その第2種契約に係る通信料金について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、当社が別に定めるところによります。

ただし、料金表別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(10) メニュー1 - 2に係る通信料金の適用

ア メニュー1 - 2に係る第2種契約者は、通信料金として、次表に定める基本通信料の支払いを要します。

月額

区 分	単 位	料 金 額
基本通信料	1 利用回線ごとに	480円(税込価格 528円)

イ メニュー1 - 2に係る通信料金のうち規定する控除対象通信に関する料金については、2(料金額)の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。

ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額(以下「繰越額」といいます。)を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。

ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限りません。

- (ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。)
- (イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信
- (ウ) 2(料金額)の2 - 1 - 2(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信

エ メニュー1 - 2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2から4の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。

区 分	適 用
1 メニュー1 - 2の利用の開始又はメニュー1 - 2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。
2 メニュー1 - 1、メニュー2への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。
3 メニュー3への細目	細目の変更日の前日までの通信

の変更があったとき。	について適用します。
4 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信について適用します。
5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、その契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。

カ 第2種契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要しません。

ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。この場合において、その料金月の翌料金月については、繰越額は生じません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本通信料については、日割は行いません。

(11) メニュー3に係る通信料金の適用

ア メニュー3に係る第2種契約者は、通信料金として、1のチャンネル（同時通信機能により追加されたチャンネルを含みます。）ごとに定額通信料400円（税込価格 440円）の支払いを要します。

イ 当社は、メニュー3に係る第2種契約者からの申出があった場合は、グループ通話定額選択回線群（前項の適用を受ける接続契約者回線等又は第2の通信料金別表2の月極割引を選択する接続契約者回線等であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等への通信（2（料金

	<p>額)の2-1-2(1)の表中ア欄及びイ欄に定める通信であって、当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信以外の通信に限ります。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。</p> <p>ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。</p>
(12) 付加機能等を利用した通信料金の適用	<p>接続契約者回線等から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しては、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p>
(13) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	<p>国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。</p>
(14) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>
(15) 通信の付加サービスに関する取扱い	<p>通信の付加サービスには、災害用伝言ダイヤルがあり、その通信の付加サービスに関する取扱いについては、電話サービス契約約款に規定する取扱いに準じて取扱います。</p>
(16) 国内通信に関する料金の減免	<p>次の通信については、第33条(通信料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信</p> <p>ウ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものの通信</p>

2 料金額

2 - 1 国内通信に係るもの

2 - 1 - 1 削除

2 - 1 - 2 タイプ2に係るもの

(1) (2)から(6)以外のもの

料 金 種 別			単 位	料金額	
県内 通信 及び 県間 通信	ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1 に係るもの	県内 通信	3分まで ごとに	6円 (税込価格 6.6円)
			県間 通信	3分まで ごとに	10円 (税込価格 11円)
		プラン2に係るもの	3分まで ごとに	8円 (税込価格 8.8円)	
	イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1 に係るもの	県内 通信	3分まで ごとに	6円 (税込価格 6.6円)
			県間 通信	3分まで ごとに	10円 (税込価格 11円)
		プラン2に係るもの	3分まで ごとに	8円 (税込価格 8.8円)	
	ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの			30秒まで ごとに	1円 (税込価格 1.1円)
	エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの			30秒まで ごとに	1.5円 (税込価格 1.65円)
	オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの			30秒まで ごとに	2円 (税込価格 2.2円)
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの			3分まで ごとに	15円 (税込価格 16.5円)
キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの			3分まで ごとに	100円 (税込価格 110円)	
ク ア～キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの			3分まで ごとに	15円 (税込価格 16.5円)	
ケ ア～キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの			3分まで ごとに	100円 (税込価格 110円)	
備考	<p>1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとしします。</p> <p>2 イからケに規定する通信については、当社の第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</p>				

(2) 移動体通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

(3) I P 電話通信に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
グループAに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.4円 (税込価格 11.44円)
グループBに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.5円 (税込価格 11.55円)
グループCに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.8円 (税込価格 11.88円)

(4) P H S 通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
通信料金		次の秒数までごとに10円 (税込価格 11円)
区域内通信		60秒
区域外通信	160kmまで	45秒
	160kmを超えるもの	36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		10円(税込価格 11円)

(5) 無線呼出し通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
通信料金		次の秒数までごとに15円 (税込価格 16.5円)
無線呼出し通信		40秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		40円(税込価格 44円)

(6) 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信	1分までごとに	20円 (税込価格 22円)
県間通信	1分までごとに	30円 (税込価格 33円)

2 - 2 国際通信に係るもの

2 - 2 - 1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。） 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナ解放国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アルバニア アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール ガイアナ共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ポリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ポリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トング王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニューゼーランド ノーフォーク島 パヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フテュナ諸島 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージア

	<p>スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキス タン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 パチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド 共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニ ア旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ 公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニ ア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク 大公国 ロシア連邦</p>
アフリカ	<p>アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エ チオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴ ェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワ ール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サン トメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和 国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連 邦共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共 和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共 和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル 共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南ス ーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和 国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワン ダ共和国 レソト王国 レユニオン</p>
インマルサット移動地球局	<p>インマルサット - フリート インマルサット - B G A N / F B B インマルサット - B G A N - H S D / F B B - H S D インマルサ ット - エアロ インマルサット - F - H S D</p>
特定衛星携帯端末	<p>イリジウム スラヤー</p>
備考	<p>インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、 B G A N / F B B、B G A N - H S D / F B B - H S D、エアロ、F - H S D の区別があります。</p>

2 - 2 - 2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45
アンティグア・バーブーダ		80
アンドラ公国		41
イエメン共和国		140
イスラエル国		30
イタリア共和国		20
イラク共和国		225
イラン・イスラム共和国		80
インド		80
インドネシア共和国		45
ウガンダ共和国		50
ウクライナ		50
ウズベキスタン共和国		100
ウルグアイ東方共和国		60
英領バージン諸島		55
エクアドル共和国		60

エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155

グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30

スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア連邦共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112

トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35

フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ベルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80

マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112

レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサット - フリート	209
インマルサット - B G A N / F B B	209
インマルサット - B G A N - H S D / F B B - H S D	700
インマルサット - エアロ	700
インマルサット - F - H S D	700
イリジウム	250
スラーヤ	175

通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引

1 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引（安心プラン・もっと安心プラン）

区 分	内 容													
(1) 定義等	<p>ア 「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」とは、すべての時間帯における県内通信及び県間通信のうち、イの規定によりこの月極割引の対象となる通信について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">月極割引を選択した場合の料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(ア) プラン1</td> <td style="text-align: center;">0円から1,280円（税込価格1,408円）までの部分</td> <td style="text-align: center;">900円（税込価格990円）（最低通信料）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,280円（税込価格1,408円）を超える部分</td> <td style="text-align: center;">左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(イ) プラン2</td> <td style="text-align: center;">0円から4,800円（税込価格5,280円）までの部分</td> <td style="text-align: center;">3,400円（税込価格3,740円）（最低通信料）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,800円（税込価格5,280円）を超える部分</td> <td style="text-align: center;">左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当しないものに限ります。 (ア) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。） (イ) 当社が別に定める付加機能等（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信 (ウ) 2（料金額）の2-1-2(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信</p>	種 類	2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額	(ア) プラン1	0円から1,280円（税込価格1,408円）までの部分	900円（税込価格990円）（最低通信料）	1,280円（税込価格1,408円）を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額	(イ) プラン2	0円から4,800円（税込価格5,280円）までの部分	3,400円（税込価格3,740円）（最低通信料）	4,800円（税込価格5,280円）を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額
種 類	2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額												
(ア) プラン1	0円から1,280円（税込価格1,408円）までの部分	900円（税込価格990円）（最低通信料）												
	1,280円（税込価格1,408円）を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額												
(イ) プラン2	0円から4,800円（税込価格5,280円）までの部分	3,400円（税込価格3,740円）（最低通信料）												
	4,800円（税込価格5,280円）を超える部分	左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額												
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合限り、これを承諾します。</p> <p>ア メニュー1-1に係るものであるとき。 イ 通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。）であるとき。</p>													
(3) 月極割引の適用	<p>ア 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（第2種サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約につ</p>													

いて、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。

(ア) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。

(イ) 第2種契約の解除があったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通信に関する料金について、変更後の種類に係る月極割引を適用します。

カ 第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。

(ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ 第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、最低通信料の支払いを要します。

ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する最低通信料について

は、その支払いを要しません。
 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 (注) 最低通信料については、日割は行いません。

2 同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引(グループ通話定額)

区 分	内 容
(1) 定義等	<p>ア 「同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の接続契約者回線等への通信(当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。)について、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャンネル(この月極割引を選択する回線収容部又は利用回線において利用しているすべてのチャンネルについて適用します。)ごとに定額通信料400円(税込価格 440円)を適用することをいいます。</p> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、2(料金額)の2-1-2(1)の表中ア欄及びイ欄に定める通信に限ります。</p>
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった接続契約者回線等が、メニュー2又はメニュー3に係るものであるとき。</p> <p>イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に利用回線が追加される場合には、その申出のあった利用回線が、メニュー1-1またはメニュー2に係るものであるとき。</p> <p>ウ その申出のあった接続契約者回線等が、通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているもの)に限ります。)であるとき。</p> <p>エ その申出のあった接続契約者回線等が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、料金月の初日以外の日はこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日はこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。</p> <p>イ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が第2種サービスのメニュー2又はメニュー3に係るもので</p>

なくなったとき。
 ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。
 ただし、この月極割引の適用の廃止（第2種契約の解除に伴うものを除きます。）があった日については、定額通信料の支払いを要します。

3 映像通信に係る通信料金の月極割引（テレビ電話チョイス定額・グループ通話定額テレビ電話プラン）

区 分	内 容						
(1) 定義等	<p>「映像通信に係る特定契約者回線番号への通信料金の月極割引」とは、第2種契約者が行う次表に定める通信（2（料金額）の2-1-2(1)の表中ク欄に定める通信であって当社が別に定める付加機能等を利用したもの以外のもの（協定事業者が提供するものを含みます。）に限ります。）のうち、通信時間が180分までの通信及び180分を超える通信のうち180分までの部分について、同欄の規定により算定した額に代えて、月額500円（税込価格 550円）の定額通信料を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">プラン1 （テレビ電話チョイス定額）</td> <td style="vertical-align: top;">第2種契約者があらかじめ指定した5以内の特定契約者回線番号（当社が別に定めるものに限ります。）へ行う通信</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">プラン2 （グループ通話定額テレビ電話プラン）</td> <td style="vertical-align: top;">グループ通話定額選択回線群を構成する利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の利用回線への通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン2については、この月極割引を選択するグループ通話定額選択回線群を構成するすべての第2種契約（利用回線を使用して提供するものに限ります。）について適用することとします。</p>	種 類	適用する通信	プラン1 （テレビ電話チョイス定額）	第2種契約者があらかじめ指定した5以内の特定契約者回線番号（当社が別に定めるものに限ります。）へ行う通信	プラン2 （グループ通話定額テレビ電話プラン）	グループ通話定額選択回線群を構成する利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の利用回線への通信
種 類	適用する通信						
プラン1 （テレビ電話チョイス定額）	第2種契約者があらかじめ指定した5以内の特定契約者回線番号（当社が別に定めるものに限ります。）へ行う通信						
プラン2 （グループ通話定額テレビ電話プラン）	グループ通話定額選択回線群を構成する利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の利用回線への通信						
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第2種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア プラン1の場合</p> <p>(ア) タイプ2のメニュー1に係るものであるとき。 (イ) 通信の料金明細内訳を記録しているもの（当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。）であるとき。</p>						

	<p>イ プラン2の場合 タイプ2のうち、メニュー1-1（県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引の適用を受けているものに限ります。）及びメニュー1-2以外のものであるとき。</p>								
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア プラン1の場合</p> <p>(ア) この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（第2種サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>(イ) メニュー1-2に係る第2種契約者がこの月極割引を受けようとする場合は、この月極割引の規定を優先的に適用するものとし、1（適用）(7)に規定する月間累計額のうち、この月極割引の対象となる通信料金については、この月極割引を適用後の通信料金（定額通信料を除きます。）により算定します。</p> <p>(ウ) 第2種契約者が、この月極割引と県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引の適用を受けようとする場合は、この月極割引の規定を優先的に適用するものとし、通信料金別表の1(1)に規定する月間累計額のうち、この月極割引の対象となる通信料金については、この月極割引を適用後の通信料金（定額通信料を除きます。）により算定します。</p> <p>(エ) 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。</p> <p style="padding-left: 2em;">利用権の譲渡があったとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、譲受人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">利用回線が第2種サービスのタイプ2のメニュー1に係るものでなくなったとき</p> <p style="padding-left: 2em;">第2種契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1507 1279 1921"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 利用権の譲渡があったとき。</td> <td>その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 第2種契約の解除があったとき。</td> <td>契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ) 第2種契約者が、その特定契約者回線番号を変更する</p>	区 分	月極割引の適用	1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用								
1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								
2 利用権の譲渡があったとき。	その承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								
3 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。								

ときは、変更前の特定契約者回線番号に係る契約者回線等への通信に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定契約者回線番号に係る契約者回線等への通信に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

(キ) 第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その契約者回線等の移転等に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。

契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

(ク) 第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額通信料の支払いを要します。

ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

(ケ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 定額通信料については、日割は行いません。

イ プラン2の場合

(ア) 定額通信料に代えることとなる通信料金は、料金月単位で行います。

ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて算定します。

(イ) 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。

利用権の譲渡があったとき。

利用回線がI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るものでなくなった

とき。

グループ通話定額選択回線群を構成する利用回線でなくなったとき。

第2種契約の解除があったとき。

(ウ) 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。

ただし、この月極割引の適用の廃止（第2種契約の解除に伴うものを除きます。）があった日については、定額通信料の支払いを要します。

(エ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第3 削除

第4 第4種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 国内通信の種類など	国内通信の種類、県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用、区域内通信及び区域外通信の適用、通信時間の測定等、通信地域間距離の測定、無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い、国内通信に係る通信料金の適用、付加機能等を利用した通信料金の適用、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い及び通信の付加サービスに関する取扱いについては、第2種サービスのメニュー1の場合に準じるものとします。
(2) 国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第33条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信 ウ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものの通信 エ 当社の電話サービス契約約款に規定する電気通信サービス、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する電気通信サービス、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する電気通信サービス及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する電気通信サービスへの通信 オ 当社が別に定める電気通信サービスへの通信

2 料金額

2 - 1 国内通信に係るもの

(1) (2)以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円(税込価格 8.8円)

(2) 移動体通信に係るもの、IP電話通信に係るもの、PHS通信に係るもの及び無線呼出し通信に係るもの

第2種サービスのメニュー1に係るものに準ずるものとします。

2 - 2 国際通信に係るもの

第2種サービスのメニュー1に係るものに準ずるものとします。

第3類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="555 461 1281 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 461 746 510">種 別</th> <th data-bbox="746 461 1281 510">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 510 746 667">契約料</td> <td data-bbox="746 510 1281 667">プラン2に係る第2種契約又は第4種契約（メニュー1-2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 667 746 752">譲渡承認手数料</td> <td data-bbox="746 667 1281 752">利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 752 746 1048">事業者変更手数料</td> <td data-bbox="746 752 1281 1048">第2種契約の申込み（その音声利用IP通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	プラン2に係る第2種契約又は第4種契約（メニュー1-2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	第2種契約の申込み（その音声利用IP通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容								
契約料	プラン2に係る第2種契約又は第4種契約（メニュー1-2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	第2種契約の申込み（その音声利用IP通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が第2種サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(1)の2 契約料の適用除外	<p>ア 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約（メニュー1に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p> <p>イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込み限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。））</p>								
(2) 譲渡承認手数料の適用除外	<p>利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、譲渡承認手数料は適用しません。</p>								
(3) 事業者変更手数料の適用	<p>音声利用IP通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合は、それらの事業者変更を1の事業者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。</p>								

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
事業者変更手数料	1 契約ごとに	1,800円(税込価格 1,980円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。										
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>										
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	ア 交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は次の場合に適用します。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1077 743 1131">区 分</th> <th data-bbox="743 1077 1283 1131">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1131 743 1256">(ア) 交換機等工事費</td> <td data-bbox="743 1131 1283 1256">音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1256 743 1382">(イ) 回線終端装置工事費</td> <td data-bbox="743 1256 1283 1382">第2種サービスのプラン2又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1382 743 1910">(ウ) 時刻指定工事費</td> <td data-bbox="743 1382 1283 1910">第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその第2種契約者又は第4種契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その第2種契約者又は第4種契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1910 743 1955">(エ) 配線経</td> <td data-bbox="743 1910 1283 1955">第4種サービスに係る契約者回線の設置に</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。	(イ) 回線終端装置工事費	第2種サービスのプラン2又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	(ウ) 時刻指定工事費	第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその第2種契約者又は第4種契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その第2種契約者又は第4種契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。	(エ) 配線経	第4種サービスに係る契約者回線の設置に
	区 分	交換機等工事費等の適用									
	(ア) 交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。									
(イ) 回線終端装置工事費	第2種サービスのプラン2又は第4種サービスについて、回線終端装置の工事を要する場合に適用します。										
(ウ) 時刻指定工事費	第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその第2種契約者又は第4種契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その第2種契約者又は第4種契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。										
(エ) 配線経	第4種サービスに係る契約者回線の設置に										

	<table border="1"> <tr> <td>路構築工事費</td> <td> <p>伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>(オ) 配線保護工事費</td> <td> <p>第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p>	路構築工事費	<p>伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</p>	(オ) 配線保護工事費	<p>第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</p>		
路構築工事費	<p>伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</p>						
(オ) 配線保護工事費	<p>第4種サービスに係る契約者回線の設置に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</p>						
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	<p>契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格 2,750円)とします。</p>						
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	<p>現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格 2,200円)を加算して適用します。</p>						
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費及びウに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りません。）を含みます。）から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りません。）を含みます。）から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限りません。）を含みます。）から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに						

限ります。)を含みます。)から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額

(イ) 配線経路構築工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額

(ウ) 配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線保護工事費に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線保護工事費に1.6を乗じた額

(エ) 配線経路の調査に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、午前8時30分から午後10時までとします。)	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限ります。)に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限ります。)に1.6を乗じた額

イ 次表に規定する時間帯における指定時刻を指定する請求があった場合の時刻工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

指定時刻の時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後9時まで	20,000円 (税込価格22,000円)

午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)
------------------	---------------------------

ウ 当社は、第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円(税込価格 3,300円)を加算して適用します。

(6)の2 工事の着手等に関する工事費の適用

第4種サービスの契約者回線の設置に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次表に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用		単位	工事費の額
ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みま		基本額（1の工事ごとに）	13,000円 (税込価格 14,300円)
	す。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。		配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	3,000円 (税込価格 3,300円)
イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からその第4種契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。		基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 (税込価格 6,600円)
			加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに）	1,800円 (税込価格 1,980円)
ウ 工事の施工	2を超える契約者回	(ア) (イ) 以外の場合	基本額（1の契約者回線の終端の場所等	6,000円 (税込価格 6,600円)

	日の調整及び管理に係るもの	線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。)ごとに	加算額(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに)	1,800円 (税込価格1,980円)
			(イ) 工事の施工日の変更を行う場合	1契約者回線ごとに	700円 (税込価格770円)
(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア 第4種サービスに係る契約者回線について、第4種契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事(交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、契約申込の承諾の日等に行う工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				
(7) 工事費の適用の除外	<p>次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ 第2種サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事</p> <p>ウ イの工事と同時に施工する工事であって、メニュー1-2が基本機能として有する付加機能の利用の開始に関するもの(着信転送機能、迷惑電話おことわり機能又は着信情報送信機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。)</p> <p>エ 第2種サービスに係る付加機能(着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送</p>				

	<p>出機能を除きます。)の利用の開始に係る工事であって、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更(イの場合を除きます。)又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合</p> <p>オ 間違い電話による電話番号の変更の工事(利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。)</p> <p>カ 第2種サービスのメニュー1-2に係る通信中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事</p> <p>キ 第2種サービスに係る複数回線共通番号機能の利用の開始に係る工事</p> <p>ク 削除</p> <p>ケ 事業所番号ルーティング機能の追加機能の利用の開始又は変更に係る工事</p> <p>コ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約(メニュー1に係るものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事</p> <p>サ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約(メニュー2に係るものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事(ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込み限り適用します(その申込と同時にその他の第4種契約(メニュー2に係るものに限ります。)の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。))</p> <p>シ 発信電話番号送出受信機能の利用の開始に係る工事</p>
(8) 工事費の減額適用	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

2 - 1 チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービス又は第4種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービス又は第4種サービスの利用回線及び契約者回線の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本 工事費	ア イ以外の場合	1の工事ごと に 基本額 加算額	4,500円 (税込価格 4,950円) 3,500円 (税込価格 3,850円)	
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)	
(2) 交換 機等工 事費	ア イからカ以外の工事の場合	1回線収容部 ごと、1利用 回線ごと又は 1契約者回線 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第2種サービス又は3種サービスに係るものであってアの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1契約者回線 番号又は1追 加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)	
	ウ 第2種サービスのプラン2に係る契約者回線の設置又は移転に関する工事	1契約者回線 ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)	
	エ 第4種サービスに係る契約者回線の設置に関する工事	1契約者回線 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	オ 第 2種 サー ビス に係 る付 加機 能の 利用 の開 始又 は変 更に 関す る工	(ア) 番号情報送出機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1追加番号ご とに	700円 (税込価格 770円)
		(イ) 通信中着信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1利用回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(ウ) 着信転送機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1契約者回線 番号又は1追 加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(エ) 発信電話番号受信機能の開始		基本機能の利 用開始又は内 容の変更の工 事のとき	1利用回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)

事 の 場 合	の利用 又は変 更に関 する工 事の とき	発信電話番号 通知要請機能 の利用開始又 は内容の変更 の工事のとき	1 利用回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(オ) 迷惑電話おことわり 機能の利用の開始、 区分の変更又は登録応 答装置の追加に関する 工事のとき		1 登録応答装 置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(カ) 同時通信機能の利 用の開始又は変更に関 する工事のとき		1 回線収容部 又は 1 利用回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(キ) 着信情報送信機能 の利用開始又は内容の 変更の工事のとき		1 契約者回線 番号又は 1 追 加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(ク) ファクシミリ通信 蓄積機能の利用開始又 は内容の変更の工事の とき		1 契約者回線 番号又は 1 追 加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(ケ) 着 信課金 機能に 関する 工事の とき	基本機能の利 用開始又は内 容の変更の工 事のとき	1 着信課金番 号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		追加機能の利 用開始又は内 容の変更の工 事のとき	1 着信課金番 号につき 1 の 追加機能ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(コ) 着信短縮ダイヤル 機能の利用開始又は内 容の変更の工事のとき		1 着信短縮ダ イヤル番号ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(サ) 特定番号通知機能 の利用開始又は内容の 変更の工事のとき		1 契約者回線 番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(シ) 着 信一括 転送機 能の利 用の開 始又は 内容の 変更 に関する 工事の	基本機能の利 用開始又は内 容の変更の工 事のとき	1 回線収容部 又は 1 利用回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		追加機能の利 用開始又は内 容の変更の工 事のとき	1 回線収容部 又は 1 利用回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)

		とき		
		(ス) 事業所番号ルーチング機能の基本機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1 事業所番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
カ 第4種サービスに係る付加機能の利用開始又は変更に関する工事の場合		(ア) 番号情報送付機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1 追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
		(イ) 同時通信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1 契約者回線又は1 利用回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(3) 回線終端装置工事費				別に算定する実費
(4) 時刻指定工事費			1 の指定する時刻ごとに	11,000円 (税込価格 12,100円)
(5) 配線経路構築工事費	(ア) (イ)以外の場合		1 の工事ごとに	14,000円 (税込価格 15,400円)
	(イ) 第4種契約者の申込み又は請求により、(3)の工事と別日に施工する場合		1 の工事ごとに	27,000円 (税込価格 29,700円)
(6) 配線保護工事				別に算定する実費
備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。				

2 - 2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)		
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(ク)以外の工事	1回線収容部ごと、1利用回線ごと又は1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(イ) 第2種サービス又は第4種サービスに係る番号情報送出機能の利用の一時中断の工事	以外 のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1追加番号ごとに	700円 (税込価格 770円)
		(ウ) 第2種サービスに係る迷惑電話おことわり機能の利用の一時中断の工事のとき	1登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(エ) 第2種サービスに係る着信情報送信機能の利用の一時中断の工事	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(オ) 第2種サービスに係るファクシミリ通信蓄積機能の利用の一時中断の工事	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(カ) 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1着信課金番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(キ) 着信短縮ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		(ク) 第2種サービスに係る事業所番号ルーチング機能の基本機能の利用の一時中断の工事のとき	1事業所番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
(2) 再利用の工事		2 - 1の工事費の額と同じ			

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する音声利用 I P 通信網サービス区域（その音声利用 I P 通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所から所在する音声利用 I P 通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
第4種サービス（メニュー1-1又はメニュー2に係るものに限りません。）	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第4表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附 則

この約款は、平成15年10月29日から実施します。

附 則（平成16年2月13日西企営第115号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月20日から実施します。
（区域内通信の特例地域）
- 2 相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通信のうち、当社が特に必要であるものとして当社が別に定める地域相互間のものについては、この約款の規定にかかわらず、当分の間、区域内通信として取り扱います。

附 則（平成16年3月31日西企営第134号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年4月23日西企営第10号）

この改正規定は、平成16年5月6日から実施します。

附 則（平成16年7月8日西企営第34号）

この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

附 則（平成16年8月5日西企営第39号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年9月4日西企営第48号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年9月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年9月14日西企営第50号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

多チャンネル型音声利用IP通信網サービスに係る多チャンネル型音声利用IP通信網契約	音声利用IP通信網サービスに係る第1種契約
---	-----------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月20日西企営第63号）

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則（平成17年1月6日西企営第96号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月11日から実施します。
- 2 この改正規定の実施前に、料金表第1表第1類第1（第1種サービスに係るもの）2-3（付加機能使用料）内線通信機能における追加機能の不在案内機能が提供されている回線収容部は、この改正規定実施の日において、料金表第1表第1類第1（第1種サービスに係るもの）2-3（付加機能使用料）不在案内機能が提供されている

ものとみなします。

附 則（平成17年3月24日西企営第122号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と第1種契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、県内通信及び県間通信に係る料金の種類に関する申出がない場合、この改正規定実施の日においてプラン1を選択したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年3月31日西企営第128号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月13日西企営第5号）

この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。

附 則（平成17年4月26日西企営第13号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
ただし、通信料金別表に規定する選択制による通信料金の月極割引に関する部分は平成17年4月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成17年5月1日から平成17年12月31日までの間に第2種契約者から請求があり、当社が平成17年12月31日までに付加機能の提供を開始した場合は、平成17年12月31日までの間、料金表第1表第2の2に規定する付加機能使用料は適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年4月26日西企営第14号）

この改正規定は、平成17年5月10日から実施します。

附 則（平成17年5月20日西企営第18号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年8月8日西企営第41号）

この改正規定は、平成17年8月8日から実施します。

附 則（平成17年9月28日西企営第51号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成17年10月1日から平成18年6月30日までの間に第2種契約者から請求があり当社が平成18年9月30日までに付加機能の提供を開始した場合（その付加機能に係る第2種サービスの提供の開始又は細目の変更と同時に提供を開始した場合に限ります。）は、西企営第13号（平成17年4月26日）の附則の規定にかかわらず、その付加機能の提供を開始した日から起算して3ヶ月間、料金表第1表第2の2に規定する付加機能使用料は適用しません。
- 3 西企営第13号（平成17年4月26日）の2中の「平成17年9月30日まで」を「平成17年12月31日まで」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年11月29日西企営第72号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年11月30日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年11月29日西企営第74号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年12月20日西企営第81号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 西企営第51号（平成17年9月28日）の附則中「平成17年12月31日まで」を「平成18年3月31日まで」に、同項中「平成18年3月31日まで」を「平成18年6月30日まで」に改めます。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年1月23日西企営第90号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年1月25日から実施します。
- 2 削除

附 則（平成18年3月29日西企営第119号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 西企営第51号（平成17年9月28日）の附則の2中「平成18年3月31日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同項中「平成18年6月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に改めます。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年3月29日西企営第118号）

この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

附 則（平成18年3月23日西企営第110号）

この改正規定は、平成18年4月5日から実施します。

附 則（平成18年4月27日西企営第7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 西企営第51号（平成17年9月28日）の附則の2中「平成18年4月30日まで」を「平成18年6月30日まで」に、同項中「平成18年7月31日まで」を「平成18年9月30日まで」に改めます。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年5月29日西企営第13号）
この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則（平成18年6月6日西企営第18号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月8日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年6月16日西企営第22号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月29日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている第2種契約とみなして取り扱います。

第2種サービス	メニュー1に係る第2種サービス
---------	-----------------

- 3 第2種サービスのメニュー2に係る付加機能使用料の料金額については、この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間については次のとおりとします。

発信電話番号受信機能の基本機能及び発信電話番号通知要請機能の料金額は、次のとおりとします。

区 分			単 位	料金額（月額）
発信電話番号 受信機能	基本機能		メニュー2に係るもの 1 利用回線ごと	400円 (税込価格 420円)
	追加機能	発信電話番号通知要請機能	メニュー2に係るもの 1 利用回線ごと	200円 (税込価格 210円)

- 4 西企営第51号（平成17年9月28日）の附則の2中、「その付加機能に係る第2種サービスと同時に提供を開始した場合に限ります。」を「その付加機能に係る第2種サービスの提供の開始又は細目の変更と同時に提供を開始した場合に限ります。」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年8月8日西企営第41号）
この改正規定は、平成18年8月25日から実施します。

附 則（平成18年9月14日西企営第52号）
この改正規定は、平成18年9月18日から実施します。

附 則（平成18年9月25日西企営第57号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている第2種契約とみなして取り扱います。

メニュー1に係る第2種サービス	メニュー1-1に係る第2種サービス
-----------------	-------------------

- 3 平成18年10月1日から平成19年1月31日までの間に、メニュー1-1に係る第2種契約者からメニュー1-2への細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した

場合(平成19年1月31日までにメニュー1-2の提供を開始した場合に限ります。))は、その細目の変更に係る交換機等工事費については適用しません。

- 4 西企営第51号(平成17年9月28日)の附則の2の規定の適用を受けている第2種契約者から、メニュー1-2への細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、同項の規定により付加機能使用料が適用されない期間が終了した日の翌日以降の日に、その細目の変更を行います。
- 5 西企営22号(平成18年6月16日)の附則の3中「平成18年9月30日までの間」を「平成18年12月31日までの間」に改めます。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年9月29日西企営第58号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成18年10月23日西企営第69号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月29日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種サービスに係る着信一括転送機能	第1種サービスに係る着信一括転送機能の基本機能
--------------------	-------------------------

附 則(平成18年11月21日西企営第75号)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月30日から実施します。

附 則(平成18年12月21日西企営第85号)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則(平成18年12月21日西企営第84号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成19年1月18日西企営第94号)

この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

附 則(平成19年1月25日西企営第96号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成19年2月1日から平成20年3月31日までの間に、メニュー1-1に係る第2種契約者からメニュー1-2への細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合(平成20年3月31日までにメニュー1-2の提供を開始した場合に限ります。))は、その細目の変更に係る交換機等工事費については適用しません。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年2月22日西企営第105号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月26日から実施します。
（ICカードによる通信料金の支払い）
- 2 第2種契約者は、料金表通則9に規定するテレホンカードによる通信料金の支払いにおいてICカードを利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するICカードに関する経過措置に準ずるものとし、

附 則（平成19年3月30日西企営第118号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成19年5月31日」に改めます。

附 則（平成19年3月29日西企営第121号）

この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

附 則（平成19年5月10日西企営第12号）

この改正規定は、平成19年5月15日から実施します。

附 則（平成19年5月25日西企営第16号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2項中「平成19年5月31日」を「平成19年9月30日」に改めます。

附 則（平成19年9月25日西企営第46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2項中「平成19年9月30日」を「平成19年12月31日」に改めます。

附 則（平成19年9月21日西企営第47号）

（実施期日）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則（平成19年12月19日西企営第64号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年12月26日西企営第68号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第2項中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に改めます。

附 則（平成19年12月27日西企営第70号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年2月6日西企営第78号）

この改正規定は、平成20年2月7日から実施します。

附 則（平成20年3月21日西企営第93号）

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附 則（平成20年3月27日西企営第113号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている第2種契約としてみなして取り扱います。

第2種サービス	タイプ1に係る第2種サービス
---------	----------------

第3条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第4条 同時通信機能の提供を受けている第2種契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことできません。

第5条 複合通信機能を利用している第2種契約者に係る通信料金（一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。）については、料金表第1表第2類（通信料金）第2（第2種サービスに係るもの）1（適用）(4)（通信時間の測定等）の規定及び2（料金額）の規定に代えて、平成20年3月31日から平成20年5月31日までの間、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。
- (2) 次の時間は、(1)の通信時間には含みません。

回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間

回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、3分に満たない端数の通信時間

- (3) 当社は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたときの通信種別等に基づき、次に規定する通信料金を適用します。

料 金 種 別		単 位	料 金 額
県内 通信 及び 県間 通信	その通信に係る通信種別が音声その他の音響のみ又は音声その他の音響及び符号のもの	3分まで ごとに	8円 (税込価格 8.4円)
	その通信に係る通信種別が音声その他の音響及び映像であって、映像に係る伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの	3分まで ごとに	15円 (税込価格 15.75円)
	その通信に係る通信種別が音声その他の音響及び映像であって、映像に係る伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの	3分まで ごとに	100円 (税込価格 105円)
	上記以外のもの	-	0円

- (4) この経過措置の適用期間満了の際現に、第2種契約者が行っている通信に係る通信料金については、(1)から(3)の規定は適用しません。

第6条 制御信号利用符号通信（制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の情報の伝送を行う通信をいいます。）に係る料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、次のとおりとします。

- (1) 当社は、この約款の規定に基づきチャネルの数を算出する場合は、制御信号利用符号通信に係るものを含まません。
- (2) 制御信号利用符号通信については、第33条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、通信料金の支払いを要しません。

第7条 平成20年3月31日から平成27年4月30日までの間に、メニュー1-1に係る第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）からメニュー1-2への細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合（平成27年4月30日までにメニュー1-2の提供を開始した場合に限ります。）は、その細目の変更に係る交換機等工事費については適用しません。

第8条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月27日西企営第107号）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則（平成20年3月28日西企営第110号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成20年4月1日から平成27年4月30日までの間に、メニュー1-1に係る第2種契約者（タイプ1に係る者に限ります。）からメニュー1-2への細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合（平成27年4月30日までにメニュー1-2の提供を開始した場合に限ります。）は、その細目の変更に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年5月30日西企営第27号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成20年5月31日」を「平成20年9月30日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成20年5月31日」を「平成20年9月30日」に改めます。

附則(平成20年5月29日西企営第24号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

(その他)

2 西企営第90号(平成18年1月23日)の附則2(経過措置)を「2 削除」に改めます。

附則(平成20年6月27日西企営第28号)

この改正規定は、平成20年6月27日から実施します。

附則(平成20年6月27日西企営第31号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成20年8月4日西企営第67号)

この改正規定は、平成20年8月5日から実施します。

附則(平成20年8月20日西企営第73号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年8月21日から実施します。

2 削除

附則(平成20年8月20日西企営第74号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年8月28日から実施します。

(その他)

2 西企営第73号(平成20年8月20日)の附則第2項を次のように改めます。

2 削除

附則(平成20年9月5日西企営第86号)

この改正規定は、平成20年9月9日から実施します。

附則(平成20年9月30日西企営第97号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 タイプ2に係るフリーアクセス通信であって移動体通信(通話のみのものを除きます。)については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第1表第2類第2の2-1-2(2)に規定する通話のみのものの通信料金を適用します。

附則(平成20年9月30日西企営第96号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に改めます。

附 則(平成20年10月2日西企営第102号)

この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

附 則(平成21年1月16日西企営第144号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成21年1月29日西企営第150号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に改めます。

附 則(平成21年5月18日西企営第19号)

この改正規定は、平成21年5月19日から実施します。

附 則(平成21年5月15日西企営第18号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成21年5月31日」を「平成21年9月30日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成21年5月31日」を「平成21年9月30日」に改めます。

附 則(平成21年9月30日西企営第81号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成21年9月30日」を「平成22年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成21年9月30日」を「平成22年1月31日」に改めます。

附 則（平成22年 1月29日西企営第137号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成22年 2月 1日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第 3 条 西企営第113号（平成20年 3月27日）の附則第 7 条中「平成22年 1月31日」を「平成22年 5月31日」に改めます。

2 西企営第110号（平成20年 3月28日）の附則第 2 項中「平成22年 1月31日」を「平成22年 5月31日」に改めます。

附 則（平成22年 3月26日西企営第185号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年 3月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 3月30日西企営第192号）

この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。

附 則（平成22年5月13日西企営第20号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年 5月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 5月31日西企営第28号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成22年 6月 1日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 削除

第 3 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第 4 条 西企営第113号（平成20年 3月27日）の附則第 4 条中「及び複合通信機能」を削除します。

2 西企営第113号（平成20年 3月27日）の附則第 7 条中「平成22年 5月31日」を「平成22年 9月30日」に改めます。

3 西企営第110号（平成20年 3月28日）の附則第 2 項中「平成22年 5月31日」を「平成22年 9月30日」に改めます。

附 則（平成22年 9月30日西企営第95号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成22年10月 1日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成22年10月 1日から平成27年 4月30日までの間に、第 2 種サービス（メニュー 1 に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の利用回線の移転があった場合（当社が別に定める場合を含みます。）は、第 2 種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第 2 種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年 8月 1日以降の日に、当社がその利用回線の移転先において第 2 種サービスの提供をした場合は、この

限りではありません。

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第4条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成22年9月30日」を「平成23年1月31日」に改めます。

附 則(平成22年12月16日西企営第141号)

この改正規定は、平成22年12月17日から実施します。

附 則(平成22年12月16日西企営第140号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年1月25日西企営第150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年1月28日西企営第155号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成23年1月31日」を「平成23年5月31日」に改めます。

附 則(平成23年5月31日西企営第26号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

第2条 平成23年6月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1のものからメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

(経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第4条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」、「平成23年9月1日」を「平成24年1月1日」に改めます。

附 則(平成23年6月30日西企営第55号)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則(平成23年7月20日西企営第61号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

別記1の(5)に規定するAグループ区域においてフレッツ・光マイタウンサービス利用規約により提供されているフレッツ・光マイタウンサービスのファミリーライトタイプに係る契約	音声利用IP通信網サービスの第2種サービスのプラン2のタイプ1に係る第2種契約
別記1の(5)に規定するBグループ区域においてフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約により提供されているフレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー1に係る契約	音声利用IP通信網サービスの第2種サービスのプラン2のタイプ2のメニュー1-1に係る第2種契約
別記1の(5)に規定するCグループ区域においてフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約により提供されているフレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー2に係る契約	音声利用IP通信網サービスの第2種サービスのプラン2のタイプ2のメニュー1-2に係る第2種契約

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年8月30日西企営第77号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月31日から実施します。

附 則(平成23年9月30日西企営第99号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成23年9月30日」を「平成24年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成

24年1月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成23年9月30日」を「平成24年1月31日」に、「平成24年1月1日」を「平成24年5月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成23年9月30日」を「平成24年1月31日」に、「平成24年1月1日」を「平成24年5月1日」に改めます。

附 則(平成23年10月20日西企営第106号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月21日から実施します。

(その他)

2 西企営第28号(平成22年5月31日)の附則第2条(経過措置)を「第2条 削除」に改めます。

附 則(平成23年11月30日西企営第122号)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則(平成23年12月22日西企営第136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年1月31日西企営第152号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成24年1月31日」を「平成24年5月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成24年1月31日」を「平成24年5月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成24年1月31日」を「平成24年5月31日」に、「平成24年5月1日」を「平成24年9月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成24年1月31日」を「平成24年5月31日」に、「平成24年5月1日」を「平成24年9月1日」に改めます。

附 則(平成24年3月30日西企営第195号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年5月29日西企営第28号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年5月30日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 5月31日西企営第22号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成24年 6月 1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第3条 西企営第113号（平成20年 3月27日）の附則第 7条中「平成24年 5月31日」を「平成24年 9月30日」に改めます。

2 西企営第110号（平成20年 3月28日）の附則第 2項中「平成24年 5月31日」を「平成24年 9月30日」に改めます。

3 西企営第95号（平成22年 9月30日）の附則第 2条中「平成24年 5月31日」を「平成24年 9月30日」に、「平成24年 9月 1日」を「平成25年 1月 1日」に改めます。

4 西企営第26号（平成23年 5月31日）の附則第 2条中「平成24年 5月31日」を「平成24年 9月30日」に、「平成24年 9月 1日」を「平成25年 1月 1日」に改めます。

附 則（平成24年 6月14日西企営第41号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 6月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第 2種契約又は第 3種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第 2種契約又は第 3種契約とみなして取り扱います。

着信課金機能	音声通信用着信課金機能
--------	-------------

3 削除

4 削除

附 則（平成24年 6月27日西企営第49号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 6月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 6月13日西企営第38号、第39号、第40号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 7月 1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第38条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 6月22日西企営第42号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 7月 1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 6月14日西企営第44号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 7月 1日から実施します。

2 平成24年 7月 1日から平成25年 5月31日までの間に、第 2種サービスの利用回線に

ついて、I P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4のものからメニュー5 - 1の200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものへ、メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ-2のものからメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ-3 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成25年9月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年8月30日西企営第83号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
2 削除

附 則(平成24年8月30日西企営第84号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(その他)

- 2 西企営第83号(平成24年8月30日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(平成24年9月28日西企営第97号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成24年9月30日」を「平成25年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年1月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成24年9月30日」を「平成25年1月31日」に、「平成25年1月1日」を「平成25年5月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成24年9月30日」を「平成25年1月31日」に、「平成25年1月1日」を「平成25年5月1日」に改めます。

5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年1月31日」に、「平成25年1月1日」を「平成25年5月1日」に改めます。

附 則(平成24年11月2日西企営第124号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月5日から実施します。
2 削除

附 則(平成24年11月29日西企営第135号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年12月21日西企営第142号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年12月22日から実施します。

(経過措置)

2 西企営第124号(平成24年11月2日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(平成25年1月30日西企営第157号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年5月1日」を「平成25年9月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年5月1日」を「平成25年9月1日」に改めます。

5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第2項中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年5月1日」を「平成25年9月1日」に改めます。

附 則(平成25年2月20日西企営第169号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年2月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年2月26日西企営第175号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年3月21日西企営第190号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年3月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年4月30日西企営第18号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年4月30日西企営第19号)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則（平成25年5月31日西企営第29号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成25年6月1日から平成26年5月31日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4のものからメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第3条 平成25年6月1日から平成26年5月31日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2のものからメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第4条 平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3のものからメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第5条 平成25年6月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものからメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第6条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第7条 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第7条中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成24年9月30日」を「平成25年9月30日」に改めます。

2 西企営第110号（平成20年3月28日）の附則第2項中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成24年9月30日」を「平成25年9月30日」に改めます。

3 西企営第95号（平成22年9月30日）の附則第2条中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。

4 西企営第26号（平成23年5月31日）の附則第2条中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。

附 則（平成25年6月28日西企営第39号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成25年7月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1のものからメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更があった場合は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年6月24日西企営第41号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に開始し、この改正規定実施以降に終了した映像通信機能を利用した通信については、この改正規定実施前の規定による料金額を適用します。

附 則(平成25年9月30日西企営第103号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に、「平成26年1月1日」を「平成26年5月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に、「平成26年1月1日」を「平成26年5月1日」に改めます。

5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に、「平成26年1月1日」を「平成26年5月1日」に改めます。

6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成25年9月30日」を「平成26年1月31日」に、「平成26年1月1日」を「平成26年5月1日」に改めます。

附 則(平成25年10月8日西企営第109号)

この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。

附 則(平成25年12月13日西企営第139号)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月13日から実施します。

附 則(平成26年1月31日西企営第163号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

附 則(平成26年2月26日西企営第173号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 西企営第175号(平成25年2月26日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(平成26年1月24日西企営第156号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年3月31日西企営第191号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則(平成26年3月27日西企営第193号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 西企営第28号(平成24年5月29日)の附則第2項を「2 削除」に、附則第3項を「3 削除」に改めます。

4 西企営第41号(平成24年6月14日)の附則第3項を「3 削除」に、附則第4項を「4 削除」に改めます。

附 則(平成26年3月31日西企営第195号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成26年3月31日」を「平

成26年5月31日」に改めます。

- 2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成26年5月31日」に改めます。
- 3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成26年3月31日」を「平成26年5月31日」に、「平成26年7月1日」を「平成26年9月1日」に改めます。
- 4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成26年3月31日」を「平成26年5月31日」に、「平成26年7月1日」を「平成26年9月1日」に改めます。
- 5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成26年3月31日」を「平成26年5月31日」に、「平成26年7月1日」を「平成26年9月1日」に改めます。
- 6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成26年3月31日」を「平成26年5月31日」に、「平成26年7月1日」を「平成26年9月1日」に改めます。

附 則(平成26年5月30日西企営第25号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4のものからメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3への品目又は細目の変更については、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合を除きます。)は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第3条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間に、第2種サービスの利用回線について、IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2のものからメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合(契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合を除きます。)は、第2種サービスに係る交換機等工事費については適用しません。

ただし、その第2種契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日の日に、利用回線の変更があった場合は、この限りではありません。

第4条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第5条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に改めます。

- 2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に改めます。
- 3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第4条及び第5条中「平成26年5月31日」

を「平成26年9月30日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。

附 則(平成26年9月30日西企営第77号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に改めます。

3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第4条及び第5条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

7 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

附 則(平成26年10月29日西企営第86号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年11月25日西企営第106号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年11月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の割引を選択している第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の割引を選択している第2種契約とみなして取り扱います。

映像通信に係る特定契約者回線番号への通信料金の月極割引を選択している第2種契約	映像通信に係る通信料金の月極割引のプラン1を選択している第2種契約
---	-----------------------------------

附 則(平成26年11月28日西企営第108号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成26年11月30日」を「平

成27年1月31日」に改めます。

- 2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に改めます。
- 3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第4条及び第5条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 7 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。

附 則(平成26年12月1日西企営第107号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則(平成27年1月28日西企営第127号)

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則(平成27年1月28日西企営第128号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に改めます。

- 2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に改めます。
- 3 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第2条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 4 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第2条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 5 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第4条及び第5条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 6 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 7 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。

附 則(平成27年2月5日西企営第133号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月6日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供さ

れている第2種契約又は第3種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約又は第3種契約とみなして取り扱います。

音声通着信課金機能	着信課金機能
-----------	--------

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月30日西企営第162号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（サービスの終了）

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している複合通着信課金機能を終了することとします。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 西企営第133号（平成27年2月5日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則（平成27年4月28日西企営第13号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年5月28日西企営第26号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年6月15日西企営第34号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第38条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第38条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年7月22日西企営第59号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年7月27日から実施します。

2 削除

附 則（平成27年11月12日西企営第105号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年11月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約とみなして取り扱います。

事業所番号ルーチング機能	事業所番号ルーチング機能の基本機能
--------------	-------------------

附 則(平成28年1月19日西企営第135号)

この改正規定は、平成28年1月22日から実施します。

附 則(平成28年3月9日西企営第156号)

この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附 則(平成28年3月30日西企営第169号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第1種サービスを終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 西企営第195号(平成24年3月30日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

- 5 西企営第18号(平成25年4月30日)の附則第2項を「2 削除」に、附則第3項を「3 削除」に改めます。

- 6 西企営第107号(平成26年12月1日)の附則第3項を「3 削除」に改めます。

- 7 西企営第59号(平成27年7月22日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(平成28年3月30日西企営第170号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成28年6月10日西企営第43号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成28年11月28日西企営第133号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成28年12月22日西企営第145号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年6月8日西企営第30号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年6月27日西企営第39号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年7月10日西企営第58号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年7月12日から実施します。

附 則（平成29年11月27日西企営125号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成29年12月18日西企営第145号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年2月27日西企営第175号）

この改正規定は、平成30年3月1日より実施します。

附 則（平成30年3月27日西企営第198号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月27日西企営第195号）

この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則（平成30年10月25日西企営第125号）

この改正規定は、平成30年11月1日から実施します。

附 則（平成30年12月10日西企営第142号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、平成31年2月1日から平成31年3月31日までの間、次の電気通信サービスを当社が別に定める提供区域において提供します。

区 別	内 容
第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3	付加機能を利用することなく高音質通話を利用することができないものであって、タイプ 1 以外のもの
備考	発信者は、通信種別が符号のみによる通信を行うことができません。

- 3 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 については、改正前の規定により提供している第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 1 に係る第 2 種契約者に限り、平成30年12月20日から平成31年 2 月25日までの間、第 2 種契約の申込みをすることができます。この場合において、1 の第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 1 に係る第 2 種契約ごとに1 の第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約の申込みをすることができますものとしします。
- 4 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に関する料金その他の提供条件については、第 5 項から第14項に規定するもの以外は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 - 1 (Bグループ区域で提供するものに限り。) の場合に準ずるものとしします。
- 5 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができません。
- 6 当社は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る付加機能については、平成31年 1 月31日時点で第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 1 において利用していた付加機能に限り提供します。
- 7 第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る同時通信機能の料金額は、料金表第 1 表第 1 類第 2 の 2 - 2 に規定する額に代えて、追加する 1 のチャンネルごとに400円(税込価格 432円)を適用します。
- 8 当社は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る通信料金について、通信料金別表 1 及び 3 に定める選択制による通信料金の月極割引を適用しません。
- 9 当社は、改正前の規定により提供している第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 1 に係る第 2 種契約者から、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約の申込み又は第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 への細目の変更の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合は、その契約者回線の設置又は細目の変更に係る契約料、基本工事費 (基本額の部分に限り。)、交換機等工事費 (着信課金機能及び特定番号通知機能に係る付加機能の利用の開始又は変更に関するものは除きます。) 及び回線終端装置工事費については適用しません。
- 10 当社は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約者から、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 に係る細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その細目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限り。) 及び交換機等工事費 (着信課金機能及び特定番号通知機能に係る付加機能の利用の開始又は変更に関するものは除きます。) 及び回線終端装置工事費については適用しません。
- 11 当社は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約者から、第 2 種サービスのプラン 1 のタイプ 2 のメニュー 1 に係る第 2 種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その第 2 種サービスの利用の開始に係る交換機等工事費 (着信課金機能及び特定番号通知機能に係る付加機能の利用の開始又は変更に関するものは除きます。) については適用しません。
- 12 当社の設置した電気通信設備の故障等により、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 を全部又は一部利用できない状態が生じた場合は、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る契約を解除する場合があります。この場合において、第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 が利用できない状態が生じたこと及び当社が行う契約の解除により第 2 種契約者に損害が生じた場合でも、第41条 (責任の制限) 第 1 項の規定にかか

ならず、当社はこれを賠償する責を一切負わないものとします。

13 当社の設置した電気通信設備の故障等により、第2種サービスのプラン2のタイプ3を全部又は一部利用できない状態が生じ、24時間以上その状態が連続した場合、第2種サービスのプラン2のタイプ3が利用できない状態が生じたことにより第2種契約者に損害が生じた場合でも、第41条（責任の制限）第1項の規定にかかわらず、当社はこれを賠償する責を負わないことがあります。

14 平成31年3月31日までに、第2種サービスのプラン2のタイプ3に係る第2契約者が第2種サービスのプラン2のタイプ2に係るものへの細目の変更を行わない場合又は契約の解除を行わない場合において、当社は、第2種サービスのプラン2のタイプ3の提供を終了するものとします。第2種サービスのプラン2のタイプ3の提供の終了によって第2種契約者に損害が生じた場合でも、当社はこれを賠償する責を一切負わないものとします。

附 則（平成31年1月29日西企営第159号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第2種サービスのタイプ1及び映像通信機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

4 西企営第125号（平成29年11月27日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則（平成31年3月28日西企営第197号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年5月13日西企営第22号）

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則（令和元年6月21日西企営第51号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種サービスに係るユニバーサルサービス料については、西企営第197号（平成31年3月28日）の附則第2項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。

月額

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3 円(税込価格 3.3円)

附 則（令和元年6月27日西企営第73号）

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則（令和元年9月26日西企営第123号）

この改正規定は、令和元年9月27日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 西企営第51号（令和元年6月21日）の附則第2項に規定する表を次表に改めます。

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3 円(税込価格 3.3円)

附 則（令和元年11月21日西企営第155号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月25日から実施します。

（経過措置）

- 2 接続契約者回線等の終端の場所が当社が別に定める提供区域にある音声利用IP通信網サービスについては、アセンション島、ガイアナ共和国、ギニアビサウ共和国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントヘレナ島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、中央アフリカ共和国、ドミニカ国、ニウエ、モルドバ共和国及びモンセラットへの国際通信について、令和元年11月26日より通信を行うことができます。

附 則（令和元年12月11日西企営第166号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月13日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している指定通信発着信許可機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年12月19日西企営第169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種サービスに係るユニバーサルサービス料については、西企営第197号（平成31年3月28日）の附則第2項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。

月額

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2 円(税込価格 2.2円)

附 則（令和2年2月10日西企営第191号）

この改正規定は、令和2年2月10日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 20 日西企営第 195 号）
この改正規定は、令和 2 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日西企営第 210 号）
この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 2 年 9 月 29 日西企営第 102 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している指定通信発着信許可機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第 166 号（令和元年 12 月 11 日）の附則第 2 項を「2 削除」に改めます。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日西企営第 152 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日西企営第 153 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定の実施の際現に、次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

宮崎県高千穂町においてフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約により提供されているフレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー 1 に係る契約	音声利用 IP 通信網サービスの第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 - 1 に係る第 2 種契約
宮崎県高千穂町においてフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約により提供されているフレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー 2 に係る契約	音声利用 IP 通信網サービスの第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 - 2 に係る第 2 種契約

附 則（令和 2 年 12 月 22 日西企営第 155 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第 3 種サービスを終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第 197 号（平成 31 年 3 月 28 日）の附則第 2 項を「2 削除」に改めます。

附 則（令和3年3月25日西企営第210号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年6月16日西企営第64号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年9月24日西企営第132号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

基本的な技術的事項

品目及び細目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、400Mb/s、500Mb/s、600Mb/s、700Mb/s及び800Mb/sのもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠